

3 職業相談員等の非常勤職員の配置及び公募の適正化

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(1) 職業相談員等の配置状況</p> <p>厚生労働省は、職業安定関係業務に従事する職員として正規の職員のほかに非常勤の相談員を各労働局及び各安定所に配置している。相談員には、適正な職業選択及び就職後における職場への適応について求職者の相談に応じる職業相談員や、管内の事業所への電話、訪問等により求人開拓を行う求人開拓推進員などがある。</p> <p>これらの相談員は、常勤職員の指揮監督の下、職業紹介業務を担う職業相談（紹介）部門及び求人部門における窓口業務など求人・求職者に直接接する業務等に従事している。その配置人員数は、原則として業務量や業務指標等を踏まえて厚生労働本省から労働局に配分し、さらに安定所に配分することとなっており、各安定所ではこの割当てを受け募集選考を行っている。</p> <p>このうち、職業紹介関係業務に従事する相談員は、雇用情勢の悪化に伴い平成20年度から21年度にかけて約6,000人増員された結果、21年度で全国の安定所（労働局を含む。）に約1万3,000人が配置され、労働局及び安定所において職業紹介関係業務に従事する職員（相談員を含む。）約2万人の7割を占めるに至っている。とりわけ、平成20年度から21年度にかけての増員では、求人部門に配置される求人開拓推進員が1,000人強と多数を占め、職業相談（紹介）部門と求人部門における正規職員と職業相談員等の比率をみると、調査対象労働局（管内安定所分を含む。）では、職業相談（紹介）部門で1対2.5、求人部門で1対2.1となっている。</p> <p>(2) 求人開拓推進員の配置及び職務内容</p> <p>各種の相談員のうち、とりわけ求人開拓推進員については、「現下の雇用失業情勢を踏まえた取組について」（前出）において掲げられた、求人の総量を確保し求人開拓を強化する方策の実現のため、平成21年度補正予算における「経済危機対策」の緊急雇用対策により、21年度当初の人員の185人の7倍弱に相当する1,215人が増員された結果、正規職員の配置数との差が拡大している。</p> <p>求人開拓推進員の配置に当たって、厚生労働省は、労働局に対して、求人開拓事業を実施する安定所を定める際には、求人倍率のみならず、求人・求職の増減の状況、適用事業所数等を総合的に勘案して、どの安定所に求人開拓推進員を何人配置すれば、求職者の就職に資する求人の量的確保が効率的かつ効果的に行えるかを十分検討し、配分人数案を厚生労働本省に報告するよう求めている。</p> <p>また、求人開拓推進員は、「求人開拓推進員設置要領」（前出）に基づき、</p>	<p>図表Ⅱ-3-①</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-⑦ (再掲)</p>

<p>労働局長が委嘱（採用業務は安定所が実施）しており、その職務内容は、次のとおりとなっている。</p> <p>① 雇用対策推進協議会の運営に関すること</p> <p>② 経済団体、個別企業等に対する協力要請に応じた求人開拓を推進すること</p> <p>③ 次の方法により、管内の雇用失業情勢に応じた求人開拓を推進すること</p> <p> i) 事業所への電話、訪問等により、個別事業所に係る採用意向その他の企業情報等を収集すること</p> <p> ii) 事業所との接触を通じ、必要に応じ、求職情報、労働市場の情報、各種助成金制度の情報等求人確保に当たり効果的な情報を提供すること</p> <p>④ 求人開拓業務に関して内部の事務処理、開拓求人のアフターフォロー等を行うこと</p> <p>(3) 求人開拓推進員による求人開拓業務</p> <p>求人開拓推進員による求人開拓については、「平成 21 年度求人開拓事業の実施に係る留意点について」（前出）において、同推進員を置く安定所は、推進員の日々の活動状況等（接触した事業所、接触日、接触の方法、求人申込書の提出の有無等）を、月ごとに厚生労働本省作成の様式により記録し、また、月別の総括表を四半期ごとに作成の上、労働局から厚生労働本省に報告することとされている。</p> <p>また、「平成 22 年度求人開拓事業の具体的取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日付け職首発 0330 第 3 号職業安定局首席職業指導官通知）では、求人開拓推進員の活動状況等について、必要な記録、集計を行うこととされているほか、同推進員 1 人当たりの年間求人開拓数 480 人以上、同開拓求人充足数 180 人以上とする目標値が示されている。</p> <p>なお、「求人開拓業務の具体的取扱いについて」（平成 23 年 3 月 30 日付け職首発 0330 第 1 号職業安定局首席職業指導官通知）において、求人確保に当たっては、求職者の選択の幅を広げるため、求人件数の確保を念頭に置いて取組を進めることとされ、上記の求人開拓推進員 1 人当たりの年間求人開拓数については、480 人以上から 735 人以上に目標が上方修正されている。</p> <p>(4) 相談員の公募</p> <p>各安定所が行う相談員の募集、選考、採用、配置等に関する業務は、厚生労働省の「職業安定行政関係の相談員に係る管理業務について」（平成 23 年 2 月 7 日付け職総発 0207 第 1 号職業安定局総務課長通知）」及び各種の相談員ごとに定められた設置要綱・要領等に規定され、募集に際しては、相談員が公的な身分と職務内容であることに鑑み、縁故による募集・採用は行わず、</p>	<p>図表 II-1-(2)-⑦ (再掲)</p> <p>図表 II-3-②</p> <p>図表 II-3-③</p>
---	---

求人票は全て安定所庁舎内及びハローワーク・インターネットサービス上で公開することとされている。

【調査結果】

(1) 安定所の業務量、特性等に応じた相談員の適正配置

今回、調査対象安定所において、平成 22 年度の求人部門の相談員 1 人当たりの業務量をみると、新規求人数では 4.0 倍（室蘭安定所 1,141 人/人から飯田橋安定所 4,573 人/人）、同じく雇用保険適用事業所数で 6.0 倍（室蘭安定所 289 所/人から飯田橋安定所 1,724 所/人）の差が生じており、相談員 1 人当たりの業務量に偏りがみられた。

図表Ⅱ-3-④

(2) 求人開拓推進員の配置状況及び配分数の決定に当たっての判断要素

厚生労働省は、平成 21 年度第 1 次補正予算に伴う求人開拓推進員の各労働局への配分に際して、雇用保険適用事業所に求人開拓推進員が接触する見込み数として同事業所数の半数を求人開拓推進員 1 人当たりの年間延べ接触事業所数（平成 17 年度から 19 年度までの平均）で除し、これを配分人数原案として、労働局別に提示し、調整後、決定している。また、求人開拓推進員は、平成 23 年度に 200 人増員され、計 1,600 人体制となっており、増員分の 200 人については労働局の開拓求人件数（平成 22 年 4 月から 11 月までの実績）に応じて割り振っている。

一方、調査対象労働局において、本省から配分された求人開拓推進員を管内安定所に配分するに当たって勘案している事項をみると、①管内雇用保険適用事業所数、事業所の立地条件、交通の便（東京労働局）、②管内雇用保険適用事業者数（大阪労働局）、③安定所管轄区域内の事業所数、求職者数、有効求人数（香川労働局）などとなっている。

(地域の実情に即した統一的な配置基準の策定)

求人開拓推進員の配分に当たって勘案する要素は、厚生労働本省段階では雇用保険適用事業所数及び求人開拓実績の 2 点のみ、また労働局段階ではこれ以外に各種業務指標などが加わるものの、区々となっており、こうしたことが安定所間の求人開拓推進員の業務量の格差を生んでいるものと考えられる。安定所の中には、創意工夫により就職率等業務実績を上げているものもみられることから、こうした運用改善を行いつつ、求人開拓推進員については、統一的な配分基準に基づき、地域の実情に即した効率・効果的な配置とすることが必要である。

具体には、開拓先の事業所は一般的に都市部では密集し、地方部では点在していることに着目した判断要素として、管内の面積当たりの事業所数を勘

案することが考えられる。この点につき、調査対象安定所において、安定所管内 1 km²における求人開拓推進員 1 人当たりの雇用保険適用事業所数をみると、可部安定所が 0.8 事業所と最も少なく、梅田安定所が 43.0 事業所と最も多い。事業所の密集度を勘案する場合には、安定所管内に占める市街地や山間地等の面積の割合を考慮する必要があるものの、いまだ訪問事業所数を増やす余地があるとしている飯田橋安定所の 1 km²における求人開拓推進員 1 人当たりの雇用保険適用事業所数が約 12 事業所であり、これと同等又はこれ以上のものが 6 安定所（足立、三鷹、川口、梅田、堺、茨木）みられることから、求人開拓推進員の配置に当たって、こうした事業所の密集度合いが高い安定所に優先的に配置することで効率的に求人開拓することができるものと考えられる。

図表 II-3-⑤

(3) 求人開拓推進員による求人開拓実績等

ア 求人開拓推進員による求人開拓実績

今回、調査対象安定所における求人開拓推進員の求人開拓実績等を調査したところ、厚生労働省が定めた求人開拓推進員 1 人当たりの求人開拓目標数 480 人（1 月当たり 40 人）以上を達成していないものが 31 安定所中 8 安定所（千歳、室蘭、長野、名古屋中、豊橋、刈谷、福岡東、大牟田）みられた。

図表 II-1-(2)-⑳
(再掲)

このような状況がみられる原因としては、次のように、求人開拓の方法が非効率であること、安定所管内の事業所等の立地状況に適した求人開拓体制となっていないことが考えられる。

① 愛知労働局管内において抽出調査した 3 安定所（名古屋中、豊橋、刈谷）においては、平成 21 年度の緊急雇用対策による求人開拓推進員の増員を受けて、管内を地区割りし、求人開拓推進員を 2 人 1 組の班別で担当させている。こうした班編成による求人開拓は、名古屋中安定所では平成 21 年 12 月まで、豊橋安定所及び刈谷安定所では平成 22 年度まで行われていた。

これら 3 安定所における平成 22 年度の開拓求人数及び同開拓求人充足数（1 月当たり 15 人）をみると、いずれの安定所についてもこれらの目標は未達成となっており、調査した 31 安定所の中でも低位に属する。

特に、豊橋安定所や刈谷安定所は、管内の雇用保険適用事業所がそれぞれ 6,206 か所と 7,064 か所で、調査対象安定所の平均 10,096.6 か所に比べ少ないが、一方で求人開拓推進員の配置数をみると、豊橋安定所が 12 人、刈谷安定所が 8 人と調査対象安定所の平均 5.9 人に比べ多いものとなっている。

また、名古屋中安定所についても、同安定所の管轄面積は 135.0 km²（調

査対象安定所平均 451.2 ㎓)と調査対象安定所の中では狭く(調査対象安定所中 27 位)、また、管内の雇用保険適用事業所数は 23,839 事業所と飯田橋安定所に次ぐ規模と事業所の密集度が高い上、同安定所における求人開拓推進員の配置数(16 人)は、安定所の中で最も多い(1 人当たりの雇用保険適用事業所数は 1,490 事業所(同平均 1,676 事業所))にもかかわらず、1 人 1 月当たりの開拓求人数は 14.3 人、同じく開拓求人充足数では 3.0 人と飯田橋安定所のそれぞれ 133.2 人と 24.5 人に比べ相当程度少ないものとなっており、必ずしも求人開拓推進員の配置数が求人開拓の実績や開拓求人の充足などの成果に結び付いていないものとなっている。

- ② 千歳安定所では、管轄面積が 889.8 ㎓と広く、また、管轄面積 1 ㎓当たりの雇用保険適用事業所数は 1.6 事業所と散在していることから、管内企業を自動車で訪問する必要があるため、求人開拓が非効率なものとなっているにもかかわらず、平成 22 年度において、求人開拓推進員 2 名の体制で求人開拓業務を実施している。

一方、調査対象安定所の中には、目標(1 人 1 か月 40 人以上)の 2 倍以上の求人開拓実績(平成 22 年度)を上げているものが 7 安定所(飯田橋、足立、川口、松本、梅田、茨木、高松)ある。それらの安定所では、いずれも、1 人当たりの接触事業所数が多い、求人開拓の効率がよい(開拓成功率が高い)ことが要因となって実績を上げているものとみられるが、開拓求人の充足率は、総じて低いものとなっている。

イ 開拓求人の充足状況

今回、調査対象安定所における平成 22 年度の求人開拓実績を調査したところ、開拓求人充足目標数 180 人(1 月当たり 15 人)以上を達成していないものが 14 安定所(千歳、仙台、塩釜、気仙沼、三鷹、大宮、川越、長野、名古屋中、豊橋、刈谷、福山、可部、福岡東)みられた。

また、調査対象安定所のうち、香川労働局管内の 2 安定所(高松、丸亀)では、開拓求人の充足状況を把握しておらず、目標数の達成状況が確認できないものとなっている。

さらに、求人受理時において、開拓求人であることを示す番号「88」を入力し忘れることが多いため、開拓求人の充足数が実際よりも少なくなっているなど、開拓求人の充足数を正確に把握していないものがみられた。(詳細は、前述第 3-1-(2)-イ-(イ)参照)

(安定所における創意工夫等の取組)

可部安定所では、職業相談(紹介)部門の相談員 1 人当たりの新規求職者

図表 II-1-(2)-⑳
(再掲)

<p>数等の業務量が他の安定所に比べ比較的多い（相談員 1 人当たりの新規求職者数は 31 安定所中 3 位）が、就職率及び充足率はいずれも、今回調査した 31 安定所の中でも高い部類に属している。この理由としては、①職業相談部門の職員 1 人当たり 2 人ないし 3 人の求職者を個別支援対象者として割り当て、求職申込みから就職後の定着指導まで一貫としたサービスを提供していること、②繁忙期を中心に、求人部門から求職部門に人員をシフトし支援する取組を行っていること、③求人票に記載することができない年齢や性別に関する求人者の希望を把握し、求職者に伝えていることなどきめ細かな様々な工夫を行っていることも影響しているものと考えられる。</p> <p>これに対し、飯田橋安定所においては、前述(第 3-1-(2)-ア)のとおり、広域労働市場圏内の安定所間で「ピックアップ求人」等の創意工夫した求人の連絡を実施するなど充足率の向上策を講じているが、「事業所を回りきれていない感もあり、人員（求人開拓推進員）が確保できれば、まだ充足可能性の高い求人を増やせると思う。」との意見も有している。</p> <p>ウ 個別求人開拓推進員による求人開拓実績</p> <p>調査対象安定所の中には求人開拓推進員以外に、求職者のニーズに合わせて個別に求人開拓を行う求人開拓推進員（以下「個別求人開拓推進員」という。）を配置しているものがある。平成 22 年度の求人開拓実績をみると、次のとおり、ほとんど求人開拓を行っておらず、他の業務に従事している状況がみられた。</p> <p>これらの個別求人開拓推進員は、各種相談員の大括り化により、平成 23 年度から求人開拓推進員と統合されたが、少なくとも 22 年度については、不適切な配置が行われ要員過剰状態であったものとみられる。</p> <p>① 仙台安定所</p> <p>平成 20 年度に 2 人、21 年度に 3 人、22 年度には 4 人の個別求人開拓推進員が配置されたが、個別求人開拓は毎年 1 件ないし 5 件にとどまっており、さらに開拓した求人によって就職した実績は皆無となっている。</p> <p>平成 22 年度（11 月実績まで）においては、配置されている 4 人のうち個別求人開拓を行ったのは 2 人（2 人で 1 事業所を訪問）だけで、通常は求人部門の窓口で事務補助の仕事に従事している。</p> <p>これについて、同安定所は、「個別求人開拓は、特定のスキルを持った求職者個々に対して求人開拓を実施し、充足に結び付けるものであるが、現状のように求職者が多い場合、同じようなスキルを持った人材が多く、個別求人開拓の対象者を選別するのが困難となっている。個別求人開拓の効果は現時点では低くなっていると思われる。」としている。</p>	<p>図表Ⅱ-3-④ （再掲） 図表Ⅰ-⑩ （再掲）</p>
---	--

② 那覇安定所

個別求人開拓推進員全員を紹介後の採否確認の業務に従事させ、個別求人開拓を実施していない。

③ 久留米安定所

個別求人開拓推進員は、求人部門の窓口配置され、職業相談対応の中で、特定の求職者について求人開拓を行っていた（平成 22 年度以降 1 件）。通常の求人開拓については、求人開拓推進員であることの意識付けのため、毎月中旬から下旬にかけて窓口が手すきとなるときに電話で行うこともあるが、事業所訪問については、使用できる車が 1 台で求人開拓推進員が使用しているため、実施することはないとしている。

④ 大牟田安定所

個別求人開拓推進員は、求人事業所部門の窓口配置され、職業相談対応の中で、特定の求職者について求人開拓を行うことがある（実績未把握）。

⑤ 福岡東安定所

個別求人開拓推進員は、平成 21 年度までは求人部門の窓口配置していたが、21 年 7 月に 1 人から 6 人に増員されたことから、22 年度からは求職部門の窓口配置し、職業相談業務を担当している。

⑥ 刈谷安定所

求人開拓推進員については、ハローワークシステム上、求人が充足すると自動的に厚生労働省職業安定局労働市場センターで集計されるが、個別求人開拓推進員については、こうした仕組みになっておらず、開拓求人の充足数を把握していない。

(4) 各種相談員の公募状況

今回、調査対象安定所において、職業相談員（一般担当）（注）、求人開拓推進員及び助成金支給申請アドバイザーの募集状況を調査したところ、次のとおり、公開区分の設定等について不適切なものがみられた。

（注）厚生労働省は、平成 22 年度まで、「職業相談員（一般担当）」、「求人開拓推進員」、「助成金支給申請アドバイザー」のほか、「職業相談員（学生担当）」、「大卒就職ジョブサポーター」等 75 種類の相談員を採用していたが、23 年度からは 11 種類に大括り化されている。

(求人情報の公開状況)

調査対象安定所における計 75 件の職業相談員等の採用事例について、求人情報の公開状況をみたところ、①交通費の支給上限額が 1 日 350 円であり遠方からの通勤は負担となることから求職者の範囲を狭める意図があった、②人気職種であり応募者が殺到する可能性があったなどとして、

図表 II-3-⑥

インターネット上で求人情報を提供していないものが 26 事例（34.7%）、公開されたか否かが不明なものが 3 安定所（長野、松本及び丸亀所）で 6 事例（8.0%）みられ、これら 32 事例のうち 8 事例が求人受付年月日から選考日までの公募期間が 1 週間に満たない短期間での募集となっている。

（インターネット未公開で、選考時に競合者がいなかった事例）

求人票をインターネットで公開していない又は不明な 32 事例について、選考時の応募状況を見ると、うち 7 事例は、応募者が 1 人でその応募者が採用されている。これらの中には、次のとおり、特定の採用候補者に対象を絞って採用手続を進めているものなど、公平・公正な相談員の採用が確保されていない例がみられる。

〔事例〕

広島東安定所が平成 21 年 9 月に職業相談員（一般担当）1 人を採用した際には、労働局から急な採用枠の配賦通知があり取り急ぎ採用する必要があったことや、多数の応募があった場合に対応が困難となることが危惧されたため、インターネットによる求人情報の提供を行わなかった。求人情報は安定所内で公開し、かつ、直前に行った別件の臨時事務補助員の選考で不採用になった者に対し情報提供したところ、当該者のみから応募があり、選考・採用している。

〔事例〕

名古屋中安定所が平成 22 年 4 月に職業相談員（一般担当）1 人を採用した際には、通勤手当が日額 350 円と少額であるため、遠方から応募があった場合に、自己負担が大きくなることが心配であったとして、求人情報は安定所内で公開し、インターネットによる求人情報の提供を行わなかった。結果として、応募があったのは、安定所所在区に在住する求職者 1 人のみであり、求人公開 2 日後には選考が行われ、採用されている。

（安定所ではなく、管内の人材銀行登録者のみに求人を公開して採用者を決定している例）

愛知労働局では、助成金支給申請アドバイザーを平成 21 年度に 29 人、22 年度に 1 人採用し、このうち 16 人を同局に、14 人を管内の安定所に配置しているが、これら全ての求人を名古屋中安定所の附属機関である名古屋人材銀行で行っている。同人材銀行での求人は、あらかじめ登録している 40 歳以上の専門職、技術職又は管理職の 3 年以上の経験者に対して行われるものであり、求人が限定的なものとなっている。

図表 II-3-⑦

【所見】

したがって、厚生労働省は、求人開拓等の業務の効率的かつ効果的な実施を図るとともに、求人者・求職者の信頼を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 求人開拓推進員について、安定所における求人開拓推進員の活動実績や開拓求人の充足状況の把握・分析結果及び年間目標の達成状況に基づく統一的な配置基準を定め、優先度を考慮した配置を行うこと。
- ② 各種相談員の募集に当たっては、インターネットを通じた求人情報の公開の徹底など公平・公正な採用手続が行われるよう労働局及び安定所への指導を徹底すること。

図表Ⅱ-3-① 職業紹介事業に従事する職員数等の推移

全国

(単位:人、%)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職員数	正規職員数	6,358 (100.0)	6,242 (98.2)	5,944 (93.5)	5,748 (90.4)
	相談員数	6,924 (100.0)	8,060 (116.4)	13,735 (198.4)	13,386 (193.3)
	計	13,282 (100.0)	14,302 (107.7)	19,679 (148.2)	19,134 (144.1)
新規求職者数		6,307,182 (100.0)	7,033,306 (111.5)	7,822,577 (124.0)	7,661,557 (121.5)
職員1人当たり求職者数		474.9	491.8	397.5	400.4
新規求人数		9,299,371 (100.0)	7,598,495 (81.7)	6,215,717 (66.8)	7,149,694 (76.9)
職員1人当たりの求人数		700.1	531.3	315.9	373.7

調査対象労働局(11)の計

区分		平成19年度	20	21	22	
職員数	職業相談部門	正規職員数	1,928.4 (100.0)	1,887.3 (97.9)	1,884.9 (97.7)	1,850.2 (95.9)
		相談員数	2,581.0 (100.0)	2,588.5 (100.3)	3,244.5 (125.7)	4,591.5 (177.9)
		計	4,509.4 (100.0)	4,475.8 (99.3)	5,129.4 (113.7)	6,441.7 (142.9)
	求人部門	正規職員数	642.0 (100.0)	618.1 (96.3)	548.8 (85.5)	589.3 (91.8)
		相談員数	421.0 (100.0)	381.5 (90.6)	650.5 (154.5)	1,228.5 (291.8)
		計	1,063.0 (100.0)	999.6 (94.0)	1,199.3 (112.8)	1,817.8 (171.0)
	計	正規職員数	2,570.4	2,505.4	2,433.7	2,439.5
		相談員数	3,002.0	2,970.0	3,895.0	5,820.0
		計	5,572.4	5,475.4	6,328.7	8,259.5
	新規求職者数		2,761,897 (100.0)	3,069,516 (111.1)	3,502,981 (126.8)	3,464,783 (125.4)
	職業相談部門職員1人当たり求職者数		612.5	685.8	682.9	537.9
	新規求人数		4,388,390 (100.0)	3,536,570 (80.6)	2,841,438 (64.7)	3,305,121 (75.3)
求人部門職員1人当たり求人数		4,128.3	3,538.0	2,369.2	1,818.2	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 新規求職者及び求人者数は、一般(常用及び臨時・季節雇用)に係る実績である。
 3 表中の()内は、平成19年度を基準年度とした各年度実績の比率である。
 4 全国の職員数には、再任用短時間職員を含まない。
 5 平成19~21年度は補正予算ベース、平成22年度は当初予算ベースで計上している。

図表Ⅱ-3-② 求人開拓業務に係る規程（抜粋）

○ 平成22年度求人開拓事業の具体的取扱いについて（平成22年3月30日付け職首発0330第3号職業安定局首席職業指導官通知）

4 求人開拓事業の実施に伴う業務の状況等の把握

求人開拓推進員の活動状況等について、必要な記録、集計を行うこと。

5 目標等

(1) 目標

求人開拓推進員が開拓する求人に関し、同推進員1人当たりの年間求人開拓数480人以上、同開拓求人充足数180人以上を目標とすること。

(2) (略)

○ 求人開拓業務の具体的取扱いについて（平成23年3月30日付け職首発0330第1号職業安定局首席職業指導官通知）

4 業務目標

求人開拓推進員が開拓する求人に関し、同推進員1人当たりの年間開拓求人数735人以上、同開拓求人の充足数180人以上を目標とする。なお今後、本省職業安定局で目標を検討する過程で、目標が変更される場合は、別途通知する。

5 求人開拓の実施における留意事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) 正社員求人、求人件数の確保を念頭においた求人開拓

最近の求人数の増加傾向や、正社員求人に対する求職者ニーズが高いことを踏まえ、正社員求人の確保を念頭において取組を進めること。

また、求人の量的確保に当たっては、求職者の選択の幅を広げるため、求人件数の確保を念頭において取組を進めること。

(4) 以降 (略)

図表Ⅱ-3-③ 職業相談員等の採用、要件に係る設置要綱・要領（抜粋）

- 職業安定行政関係の相談員に係る管理業務について（平成 23 年 2 月 7 日付け職総発第 0207 第 1 号職業安定局総務課長通知）
1. ～ 2. （略）
 3. 募集
 - (1) 求人公開の原則
相談員の募集は、その公的な身分と職務内容に鑑み、縁故による採用は一切行っ
てはならず、国民が広く応募の機会を得られるようにする必要があることから、
原則として、全て公共職業安定所（以下「安定所」という。）の求人として安
定所庁舎内及びハローワークインターネットサービス上で公開すること。
 - (2)～(3) （略）
 - (4) 求人公開の原則の特例
8. (2)により、既に者を適格者として再採用する場合に限り、当該相談員の
求人については例外的に(1)の方法をとらなくても差し支えないこと。
 4. 選考
 - (1)～(3) （略）
 - (4) 職業安定行政OBへの委嘱
公正性及び公平性確保の観点から、職業安定行政OB（過去に職業安定行政職員
であった者を指す）については、公開した求人へ自ら応募した場合であって、公
募による他の応募者と比較しても能力及び適性面で優れている場合にのみ採用す
ることができる。（略）
 5. ～ 7. （略）
 8. 任期の終了・再採用の手続き
 - (1) （略）
 - (2) 再採用
再採用に当たっては、前年度において設置されていた相談員で、補充しようと
する相談員と同一の大分類に属する相談員に就いていた者を採用する場合におい
て、面接及び以下による能力の実証等を行った場合は、公募によらないことがで
きるものとする。
なお、公募によらない採用は、同一者について、連続2回を限度とするよう努
めるものとすること。
ア～エ （略）
 - (3)～(6) （略）
 9. ～ 17. （略）

○ 職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 57 号）

第 1 条～ 2 条（略）

第 3 条 相談員は、公共職業安定所長の定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) 適正な職業選択及び就職後における職場への適応について対象者の相談に応じ、必要な援助及び指導を行うこと。
- (2) 対象者の雇用に関する事項について、対象者を雇用する事業主の相談に応じ、必要な援助及び指導を行うこと。

（略）

○ 求人開拓推進員設置要領（平成 21 年 6 月 1 日付け職発第 0401019 号）

1 委嘱等

次の要件を全て具備している者

- i) その経歴からこれまでの企業とのつながりや企業に関する知識等を活かした求人開拓推進を期待できる者
- ii) 社会的信望のある者
- iii) 2 の職務を行うにあたって、必要な熱意と見識のある者

○ 助成金支給申請アドバイザー要領

3. 委嘱

(1) アドバイザーは、以下の要件を具備する者のうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

ア 社会保険労務士や中小企業診断士など中小企業の雇用管理の改善に関し深い知識と経験を有する者

イ 助成金等の制度を十分に理解でき、事業主等に対して明確に説明が行える者

ウ 社会的信望がある者

（略）

図表Ⅱ-3-④ 調査対象労働局・安定所における職業紹介関係業務量の比較（平成22年度）

（単位：人）

区分	職業相談（紹介）部門							求人部門						
	正規職員数	相談員数	計	新規求職者数	職業紹介件数	相談員1人当たり新規求職者数	相談員1人当たり職業紹介数	正規職員数	相談員数	計	新規求人数	雇用保険適用事業所数	相談員1人当たり新規求人数	相談員1人当たり事業所数
北海道労働局	213	493	706	447,302	602,357	907	1,222	46	157	203	297,197	97,833	1,893	623
宮城労働局	79	271	350	160,705	333,736	593	1,231	28	56	84	134,499	34,471	2,402	616
東京労働局	480	886	1,366	744,169	2,239,885	840	2,528	154	280	434	888,031	323,112	3,172	1,154
埼玉労働局	113	445	558	327,082	721,843	735	1,622	52	118	170	247,551	69,641	2,098	590
長野労働局	82	196	278	128,988	232,948	658	1,189	26	55	81	134,719	37,105	2,449	675
愛知労働局	181	632	813	353,779	631,816	560	1,000	54	183	237	410,814	105,481	2,245	576
大阪労働局	244	728	972	600,076	1,469,728	824	2,019	98	137	235	551,312	164,373	4,024	1,200
広島労働局	117	236	353	154,202	281,560	653	1,193	31	64	95	194,637	48,761	3,041	762
香川労働局	48	110	158	72,539	132,924	659	1,208	11	29	40	87,795	17,908	3,027	618
福岡労働局	239	451	690	354,401	647,657	787	1,438	75	115	190	298,154	79,726	2,604	696
沖縄労働局	54	144	198	121,540	166,068	844	1,153	14	35	49	60,412	22,006	1,726	629
11労働局計	1,850	4,592	6,442	3,464,783	7,460,522	755	1,625	589	1,229	1,818	3,305,121	1,000,417	2,690	814
全国	-	-	-	7,661,557	15,292,954	-	-	-	-	-	7,149,694	2,033,692	-	-
札幌所	30	115	145	75,031	149,699	652	1,302	5	23	28	54,369	15,302	2,364	665
千歳所	5	18	23	15,528	16,588	863	922	2	3	5	10,420	2,782	3,473	927
室蘭所	8	25	33	16,577	22,124	663	885	3	12	15	13,694	3,469	1,141	289
仙台所	35	188	223	68,291	196,086	363	1,043	14	29	43	84,544	19,601	2,915	676
塩釜所	5	16	21	11,673	21,927	730	1,370	2	4	6	7,511	2,291	1,878	573
気仙沼所	4	4	8	5,185	8,915	1,296	2,229	1	3	4	4,964	1,569	1,655	523
飯田橋所	29	56	85	36,167	126,565	646	2,260	33	35	68	160,063	60,355	4,573	1,724
足立所	28	50	78	48,050	140,063	961	2,801	6	15	21	37,858	13,525	2,524	902
三鷹所	18	36	54	32,805	95,036	911	2,640	3	11	14	26,169	7,400	2,379	673
川口所	9.4	35	44.4	35,687	79,070	1,020	2,259	2.7	11	13.7	24,211	9,643	2,201	877
大宮所	14.5	70	84.5	57,614	130,615	823	1,866	2.7	13	15.7	44,739	10,949	3,441	842
川越所	14	57	71	42,253	97,688	741	1,714	6.2	17	23.2	30,470	8,269	1,792	486
長野所	13	30	43	18,192	37,255	606	1,242	3	7	10	21,649	5,339	3,093	763
松本所	16	38	54	23,372	42,880	615	1,128	3	8	11	23,821	6,837	2,978	855
名古屋中所	43	185	228	70,654	135,390	382	732	9	29	38	111,327	23,839	3,839	822
豊橋所	12	45	57	23,704	43,295	527	962	5	19	24	23,328	6,206	1,228	327
刈谷所	15	60	75	27,895	44,348	465	739	5	16	21	29,136	7,064	1,821	442
梅田所	28	137	165	76,421	231,754	558	1,692	6	16	22	72,603	22,430	4,538	1,402
堺所	17	70	87	54,127	124,776	773	1,783	3	10	13	42,171	11,273	4,217	1,127
茨木所	13	34	47	34,402	87,746	1,012	2,581	3	8	11	26,845	7,704	3,356	963
広島東所	15	28	43	15,570	32,750	556	1,170	3	7	10	22,746	6,840	3,249	977
福山所	21	36	57	27,896	40,077	775	1,113	3	8	11	35,394	8,343	4,424	1,043
可部所	5	11	16	11,732	23,799	1,067	2,164	2	3	5	5,707	2,253	1,902	751
高松所	17	61	78	34,904	66,975	572	1,098	4	10	14	43,288	8,986	4,329	899
丸亀所	7	19	26	14,418	26,672	759	1,404	3	5	8	16,606	2,925	3,321	585
観音寺所	7	7	14	7,529	12,369	1,076	1,767	1	5	6	9,662	2,044	1,932	409
福岡東所	22	43	65	35,044	71,985	815	1,674	3	6	9	22,003	6,678	3,667	1,113
大牟田所	13	20	33	16,367	30,648	818	1,532	5	7	12	12,189	3,457	1,741	494
久留米所	21	34	55	34,095	59,494	1,003	1,750	6	10	16	25,148	7,354	2,515	735
那覇所	17	70	87	62,098	89,806	887	1,283	8	17	25	33,574	12,170	1,975	716
沖縄所	15	51	66	43,010	29,638	843	581	3	9	12	17,992	6,097	1,999	677
31安定所計	516.9	1,649	2,165.9	1,076,291	2,316,033	653	1,405	158.6	376	534.6	1,094,201	312,994	2,910	832

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 新規求職者数等の数値は、一般（常用及び臨時・季節雇用）である。
 3 各安定所の数値には、出張所、分室及び附属施設分を含む。
 4 雇用保険適用事業所数は平成23年3月末時点である。

図表Ⅱ-3-⑤ 安定所管内1km²における求人開拓推進員1人当たりの雇用保険適用事業所数（平成22年度）

区分	管内雇用保険適用事業所数(所) [a]	求人開拓推進員数(人) [b]	1人当たり雇用保険適用事業所数(所) [a/b]	管轄総面積(km ²) [c]	1km ² 当たりの雇用保険適用事業所数(所) [a/c]	1km ² 当たりの1人当たり雇用保険適用事業所数(所) [(a/c)/b]
1 札幌	15,302	8	1,913	835.5	18.3	2.3
2 千歳	2,782	2	1,391	889.8	3.1	1.6
3 室蘭	3,469	4	867	292.8	11.8	3.0
4 仙台	19,601	15	1,307	1,033.6	19.0	1.3
5 塩釜	2,291	2	1,146	231.6	9.9	4.9
6 気仙沼	1,569	1	1,569	497.1	3.2	3.2
7 飯田橋	60,355	15	4,024	329.7	183.1	12.2
8 足立	13,525	7	1,932	63.4	213.3	30.5
9 三鷹	7,400	6	1,233	66.2	111.8	18.6
10 川口	9,643	5	1,929	85.2	113.1	22.6
11 大宮	10,949	5	2,190	338.8	32.3	6.5
12 川越	8,269	6	1,378	202.2	40.9	6.8
13 長野	5,339	3	1,780	844.1	6.3	2.1
14 松本	6,837	4	1,709	1,869.1	3.7	0.9
15 名古屋中	23,839	16	1,490	135.0	176.5	11.0
16 豊橋	6,206	12	517	450.2	13.8	1.1
17 刈谷	7,064	8	883	199.5	35.4	4.4
18 梅田	22,430	9	2,492	58.0	386.8	43.0
19 堺	11,273	5	2,255	150.0	75.2	15.0
20 茨木	7,704	3	2,568	213.5	36.1	12.0
21 広島東	6,840	4	1,710	334.0	20.5	5.1
22 福山	8,343	4	2,086	518.1	16.1	4.0
23 可部	2,253	2	1,127	1,341.8	1.7	0.8
24 高松	8,986	3	2,995	465.1	19.3	6.4
25 丸亀	2,925	2	1,463	378.8	7.7	3.9
26 観音寺	2,044	1	2,044	340.1	6.0	6.0
27 福岡東	6,678	6	1,113	391.8	17.0	2.8
28 大牟田	3,457	3	1,152	263.6	13.1	4.4
29 久留米	7,354	5	1,471	415.7	17.7	3.5
30 那覇	12,170	9	1,352	387.2	31.4	3.5
31 沖縄	6,097	7	871	365.7	16.7	2.4
全体	312,994	182	51,955	13,987	1,629.7	9.0
平均	10,096.6	5.9	1,676	451.2	53.6	7.9

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 雇用保険適用事業所数は平成23年3月末時点のものである。
 3 安定所管内の面積は、国土地理院の全国都道府県市区町村別面積調（平成22年10月1日現在）に基づき、管轄地域の面積を合計して用いた。
 4 「求人開拓推進員」欄には、個別求人開拓推進員を含まない。

図表Ⅱ-3-⑥ 各種相談員の募集に係る公開区分及び公募期間の設定状況

(単位:人)

公開区分		i1	i2	i3	i4	公開区分不明	計
募集期間							
7日以上		24	4	5	19	4	56
	うち、無競争で採用された者	3	0	0	1	1	5
6日以下		6	1	0	6	2	15
	うち、無競争で採用された者	0	0	0	3	2	5
募集期間不明		3	0	0	1	0	4
	うち、無競争で採用された者	0	0	0	0	0	0
計		33	5	5	26	6	75
	うち、無競争で採用された者	3	0	0	4	3	10

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「公開区分」欄の記号の意味は、次のとおりの公開の程度を表す。
 ① i1-全利用者に事業所名を含む求人情報を提供
 ② i2-ハローワーク求職登録者に限定して、事業所名等を含む求人情報を提供
 ③ i3-インターネットに求人情報を掲載するが、事業所名等は提供しない
 ④ i4-インターネットでは求人情報を提供しない
 3 網掛けの欄は、インターネットで未公開であるなど募集形態が不適切と考えられるものである。

図表Ⅱ-3-⑦ インターネットで公開していない又は公開区分が不明であり、かつ、選考時に競合者がいなかったものに係る採用条件と採用者の職歴等の比較

区分	相談員の名称	募集区分	募集期間	募集人数	応募者数	求人条件			採用者の職歴、保有免許資格			備考
						① 学歴	② 必要な経験等	③ 必要な免許資格等	① 最終学歴	② i) 経験した主な仕事、ii) 最終の職業	③ 保有している免許資格	
名古屋中	職業相談員 (一般)	i4	2	1	1	① 不問 ② パソコン (ワード、エクセル) ③ 不問	① 不問 ② パソコン (ワード、エクセル) ③ 不問	① 高卒 ② 電話応対、資料作成、接客等営業事務 ③ 医療事務、パソコン操作 (エクセル・ワード)	① 高卒 ② 電話応対、資料作成、接客等営業事務 ③ 医療事務、パソコン操作 (エクセル・ワード)	インターネット公開しなかった理由は、遠方から応募があった場合に、通勤手当が月額 350 円と少額であるため、自己負担が大きくなることを心配したため		
川越	助成金支給申請 アドバイザー	i4	3	1	1	① 不問 ② 会社等で労務関係、各種申請手続等の経験ある方尚可 ③ 不問	① 不問 ② 会社等で労務関係、各種申請手続等の経験ある方尚可 ③ 不問	① 大卒 ② i) 美術館での事務、通訳、ii) 不動産鑑定関係事業所での不動産の調査、事務 ③ 宅地建物取引主任者、簿記検定 2 級、パソコン操作 (ワード・エクセル・web)、自動車免許	① 大卒 ② i) 美術館での事務、通訳、ii) 不動産鑑定関係事業所での不動産の調査、事務 ③ 宅地建物取引主任者、簿記検定 2 級、パソコン操作 (ワード・エクセル・web)、自動車免許	—		
塩釜	職業相談員 (一般)	i4	6	1	1	不明 (震災により調査未了)	不明 (震災により調査未了)	不明 (震災により調査未了)	不明 (震災により調査未了)	—		
広島東	職業相談員 (一般)	i4	7	1	1	① 不問 ② 窓口業務の経験がある方 ③ パソコンのできる方 (ワード、エクセル)	① 不問 ② 窓口業務の経験がある方 ③ パソコンのできる方 (ワード、エクセル)	① 不明 (求職票等不存在) ② 不明 ③ 不明	① 不明 (求職票等不存在) ② 不明 ③ 不明	インターネットで公開しなかった理由は、多数の応募があった場合に、窓口業務が混雑している中で、採用業務の対応が困難となることが危惧されたため。また、労働局から急な採用枠の配賦通知があったため、直前に行った臨時事務補助員の選考で不採用になった者の中から採用		
松本	助成金支給申請 アドバイザー	不明	3	1	1	① 高卒以上 ② 人事・労務管理経験 ③ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタント資格あれば尚可	① 高卒以上 ② 人事・労務管理経験 ③ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタント資格あれば尚可	① 大卒 ② i) 経理、人事、総務、営業等管理業務、ii) 民間会社取締役副社長 ③ 自動車免許、衛生管理者、甲種防災管理者	① 大卒 ② i) 経理、人事、総務、営業等管理業務、ii) 民間会社取締役副社長 ③ 自動車免許、衛生管理者、甲種防災管理者	緊急に採用する必要があるため、求職登録者の中から、社労士の有資格者等適任者を選し、採用		
松本	職業相談員 (一般)	不明	8	1	1	① 高卒以上 ② 人事労務管理経験、就職支援 (相談) 経験 ③ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタント資格あれば尚可	① 高卒以上 ② 人事労務管理経験、就職支援 (相談) 経験 ③ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタント資格あれば尚可	① 短大卒 ② i) 事務、ii) 松本安定所での相談業務 ③ 自動車免許	① 短大卒 ② i) 事務、ii) 松本安定所での相談業務 ③ 自動車免許	—		
長野	助成金支給申請 アドバイザー	不明	6	1	1	① 高卒以上 ② 雇用管理経験者、対人業務経験者 ③ 社会保険労務士、中小企業診断士等あれば尚可	① 高卒以上 ② 雇用管理経験者、対人業務経験者 ③ 社会保険労務士、中小企業診断士等あれば尚可	① 高卒 ② i) 行政事務、ii) 財団法人での事務 ③ 自動車免許	① 高卒 ② i) 行政事務、ii) 財団法人での事務 ③ 自動車免許	助成金の支給申請の急増に対応するため、関連業務の知識がある者を採用する必要から、別途、安定所 0B に求人案内し、募集と同時に採用		

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「募集区分」欄の「i4」は、インターネットでは求人情報を提供しないことを指す。
 3 「募集期間」欄は、求人受付年月日から選考日までの期間を示す。
 4 長野安定所の応募者数は、書類審査を通過し、面接を実施した人数である。